

浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例をここに公布する。

平成18年12月1日

浜松市長 北 脇 保 之

浜松市条例第78号

浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 区及び区協議会（第2条―第15条）

第3章 地域自治区及び地域協議会（第16条―第28条）

第4章 雑則（第29条―第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域に関し必要な事項を定めるとともに、市民に身近な行政サービスを提供し、及び地域住民の意見を行政運営に反映させるとともに地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区地域協議会及び地域自治区に関し必要な事項を定める。

第2章 区及び区協議会

（区の設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区
- (7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

（区の事務所）

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所（以下「区役所」と

いう。)の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第6項の規定に基づき、区ごとに区地域協議会(以下「区協議会」という。)を置く。

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員(以下「区協議会委員」という。)の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、2回までとする。

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会委員の報酬及び費用弁償)

第10条 区協議会委員には、報酬は支給しない。

2 区協議会委員が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3 前項に規定するもののほか、区協議会委員が区協議会の会議、第14条の委員会の会議又は規則で定める会議（この項において「区協議会に係る会議」という。）に出席したときは、費用弁償として1日につき5,000円を支給する。この場合において、区協議会委員が同日に2以上の区協議会に係る会議に出席したときは、1の会議に出席したものとみなす。

4 前項の規定にかかわらず、区協議会委員が浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）第2条第1項の規定による日額報酬を受ける場合には、前項の規定による費用弁償は、支給しない。

（区協議会の権限）

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であつて、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市建設計画に関する事項

(2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

(3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項

(4) 区役所に係る予算編成に関する事項

(5) 大規模な組織改編に関する事項

(6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

4 区協議会は、区内の地域協議会の総合調整を行うとともに、住民及び地域の諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

（市及び市長等の責務）

第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2 市長その他の市の機関は、前条第1項から第3項までの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前条第1項から第3項までに規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(区協議会の会議)

第13条 区協議会の会議(以下この章において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければならない。

4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

### 第3章 地域自治区及び地域協議会

(地域自治区の設置)

第16条 地方自治法第202条の4第1項並びに第252条の20第8項及び第9項の規定に基づき、西区、北区及び天竜区の区域を分けて定める区域ごとに、次の地域自治区を設ける。

(1) 西区

ア 浜松西地域自治区

イ 舞阪地域自治区

ウ 雄踏地域自治区

(2) 北区

- ア 浜松北地域自治区
- イ 細江地域自治区
- ウ 引佐地域自治区
- エ 三ヶ日地域自治区

(3) 天竜区

- ア 天竜地域自治区
- イ 春野地域自治区
- ウ 佐久間地域自治区
- エ 水窪地域自治区
- オ 龍山地域自治区

2 前項の地域自治区の区域は、別表第4のとおりとする。

(地域自治区の事務所)

第17条 地方自治法第202条の4第2項の規定による地域自治区の事務所（以下「地域自治センター」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第5のとおりとする。

(地域協議会の名称及び地域協議会委員の定数)

第18条 地域協議会の名称及び地域協議会の構成員（以下「地域協議会委員」という。）の定数は、別表第6のとおりとする。

2 地域協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該地域協議会の意見を聴かなければならない。

(地域協議会委員の選任)

第19条 地域協議会委員は、規則で定めるところにより、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、地域協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(地域協議会委員の任期)

第20条 地域協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の地域協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地域協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、2回までとする。

(地域協議会の会長及び副会長)

第21条 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、地域協議会委員の任期による。

3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第22条 会長及び副会長は、地域協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域協議会に出席する地域協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(地域協議会委員の報酬及び費用弁償)

第23条 地域協議会委員には、報酬は支給しない。

2 地域協議会委員が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3 前項に規定するもののほか、地域協議会委員が地域協議会の会議、第27条の委員会の会議又は規則で定める会議（この項及び次項において「地域協議会に係る会議」という。）に出席したときは、費用弁償として1日につき5,000円を支給する。この場合において、地域協議会委員が同日に2以上の地域協議会に係る会議に出席したときは、1の会議に出席したものとみなす。

4 前項の規定にかかわらず、地域協議会委員が地域協議会に係る会議及び第10条第3項に規定する区協議会に係る会議に同日に出席したときは、前項の規定による費用弁償は、支給しない。

5 第3項の規定にかかわらず、地域協議会委員が浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例第2条第1項の規定による日額報酬を受ける場合には、第3項の規定による費用弁償は、支給しない。

(地域協議会の権限)

第24条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該地域自治区の地域自治センターが所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項
- (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項

- (4) 地域自治センターに係る予算編成に関する事項
  - (5) 大規模な組織改編に関する事項
  - (6) 地域自治区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項
- 3 教育委員会は、地域自治区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 地域協議会は、住民及び地域の諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(市及び市長等の責務)

第25条 市は、地域協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2 市長その他の市の機関は、前条第1項から第3項までの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前条第1項から第3項までに規定する事項その他市政に関する事項について、地域協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(地域協議会の会議)

第26条 地域協議会の会議については、第13条の規定を準用する。

(地域協議会の委員会)

第27条 地域協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、地域協議会委員のうちから地域協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(地域協議会の庶務)

第28条 地域協議会の庶務は、当該地域自治区の地域自治センターにおいて行う。

#### 第4章 雑則

(連絡調整)

第29条 区協議会及び地域協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互、地域協議会相互又は区協議会と地域協議会との連絡調整を行うものとする。

(区協議会の権限と地域協議会の権限との調整)

第30条 市長は、第11条第2項及び第24条第2項の規定に基づき区協議会及び地域協議会双方の意見を聴くべき場合は、地域協議会の意見を先に聴かなければならない。

2 前項の場合において、市長は、第11条第2項及び第24条第2項の規定にかかわらず、区協議会又は地域協議会のいずれかの意見を聴かないことができる。

(区協議会等の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第31条 市長は、第11条第2項又は第24条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会又は地域協議会の意見を聴かないことができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年浜松市条例第40号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前においても、これらの規定の例により行うことができる。

4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 別表第1（第2条関係）

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島



	<p>三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町 (1番地から1813番地までを除く。) 法枝町 (1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目</p>
東区	<p>植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山</p>

	六丁目
西区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎
南区	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 胤野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栲窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川

佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦 窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春 野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町 大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町 五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春 野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京 丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐 久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久 間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸 倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻
---

別表第2（第3条関係）

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏町宇布見9571番地の31	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区西美菌6番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	20人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	20人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

別表第4（第16条関係）

1 西区

地域自治区	区域
浜松西地域自治区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂

	町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目
舞阪地域自治区	舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島
雄踏地域自治区	雄踏町宇布見 雄踏町山崎

## 2 北区

地域自治区	区域
浜松北地域自治区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目
細江地域自治区	細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和
引佐地域自治区	引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兔荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾
三ヶ日地域自治区	三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日

## 3 天竜区

地域自治区	区域
天竜地域自治区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗 安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台
春野地域自治区	春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸

佐久間地域自治区	佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井
水窪地域自治区	水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住
龍山地域自治区	龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻

別表第5（第17条関係）

1 西区

名称	位置	所管区域
浜松西地域自治センター	浜松市西区神原町922番地	浜松西地域自治区の区域
舞阪地域自治センター	浜松市西区舞阪町舞阪2701番地の9	舞阪地域自治区の区域
雄踏地域自治センター	浜松市西区雄踏町宇布見9571番地の31	雄踏地域自治区の区域

2 北区

名称	位置	所管区域
浜松北地域自治センター	浜松市北区新都田三丁目13番1号	浜松北地域自治区の区域
細江地域自治センター	浜松市北区細江町気賀305番地	細江地域自治区の区域
引佐地域自治センター	浜松市北区引佐町井伊谷616番地の5	引佐地域自治区の区域
三ヶ日地域自治センター	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500番地の1	三ヶ日地域自治区の区域

3 天竜区

名称	位置	所管区域
天竜地域自治センター	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜地域自治区の区域
春野地域自治センター	浜松市天竜区春野町宮川1467番地の2	春野地域自治区の区域
佐久間地域自治センター	浜松市天竜区佐久間町佐久間429番地の1	佐久間地域自治区の区域
水窪地域自治センター	浜松市天竜区水窪町奥領家2955番地の1	水窪地域自治区の区域
龍山地域自治センター	浜松市天竜区龍山町大嶺570番地の1	龍山地域自治区の区域

別表第6（第18条関係）

1 西区

地域自治区	地域協議会の名称	地域協議会委員の定数
浜松西地域自治区	浜松西地域協議会	16人以内
舞阪地域自治区	舞阪地域協議会	16人以内
雄踏地域自治区	雄踏地域協議会	16人以内

2 北区

地域自治区	地域協議会の名称	地域協議会委員の定数
浜松北地域自治区	浜松北地域協議会	16人以内
細江地域自治区	細江地域協議会	16人以内
引佐地域自治区	引佐地域協議会	16人以内
三ヶ日地域自治区	三ヶ日地域協議会	16人以内

3 天竜区

地域自治区	地域協議会の名称	地域協議会委員の定数
天竜地域自治区	天竜地域協議会	18人以内
春野地域自治区	春野地域協議会	14人以内
佐久間地域自治区	佐久間地域協議会	13人以内
水窪地域自治区	水窪地域協議会	12人以内
龍山地域自治区	龍山地域協議会	10人以内

（あらし）

この条例は、政令指定都市移行に伴い、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域に関し必要な事項を定めるとともに、市民に身近な行政サービスを提供し、及び地域住民の意見を行政運営に反映させるとともに地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区地域協議会及び地域自治区に関し必要な事項を定めるものです。